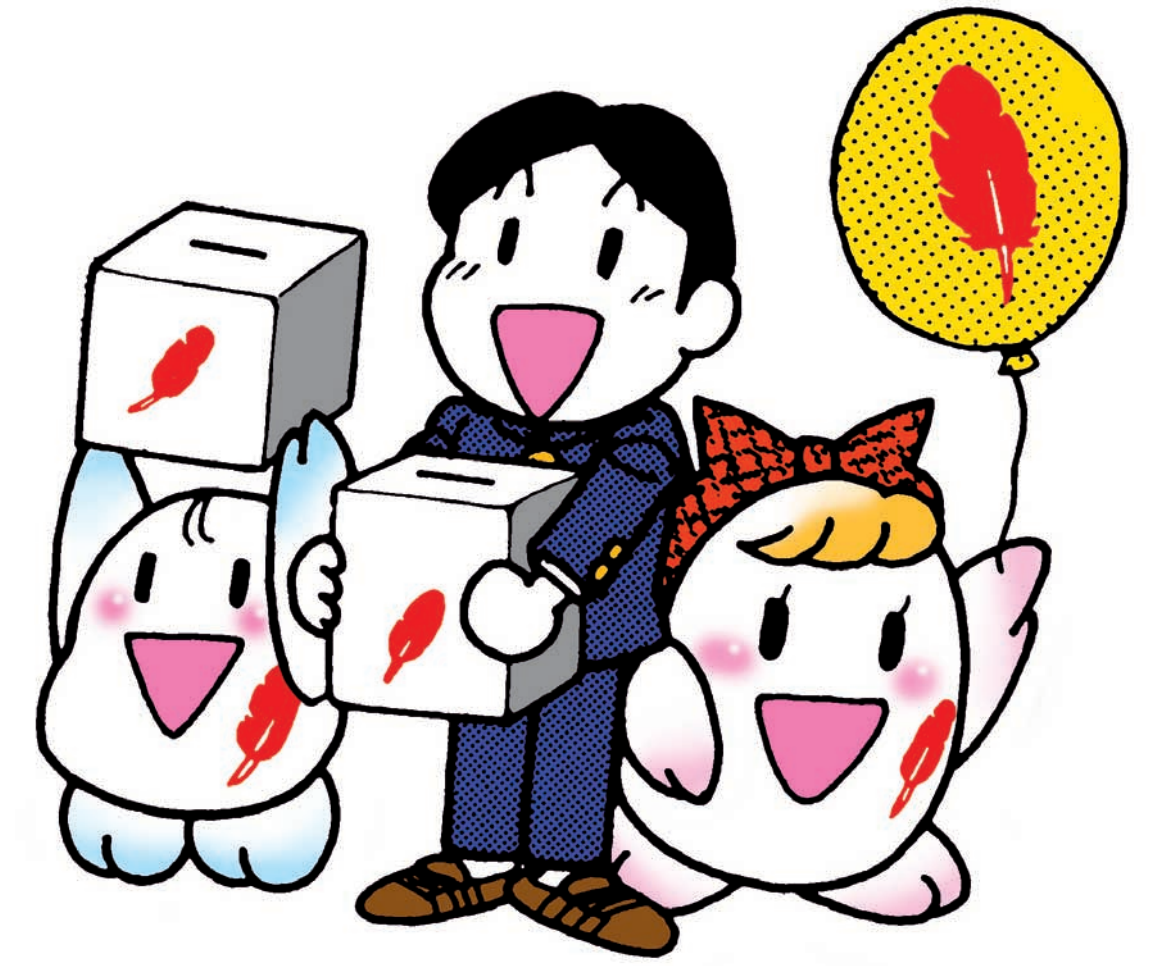




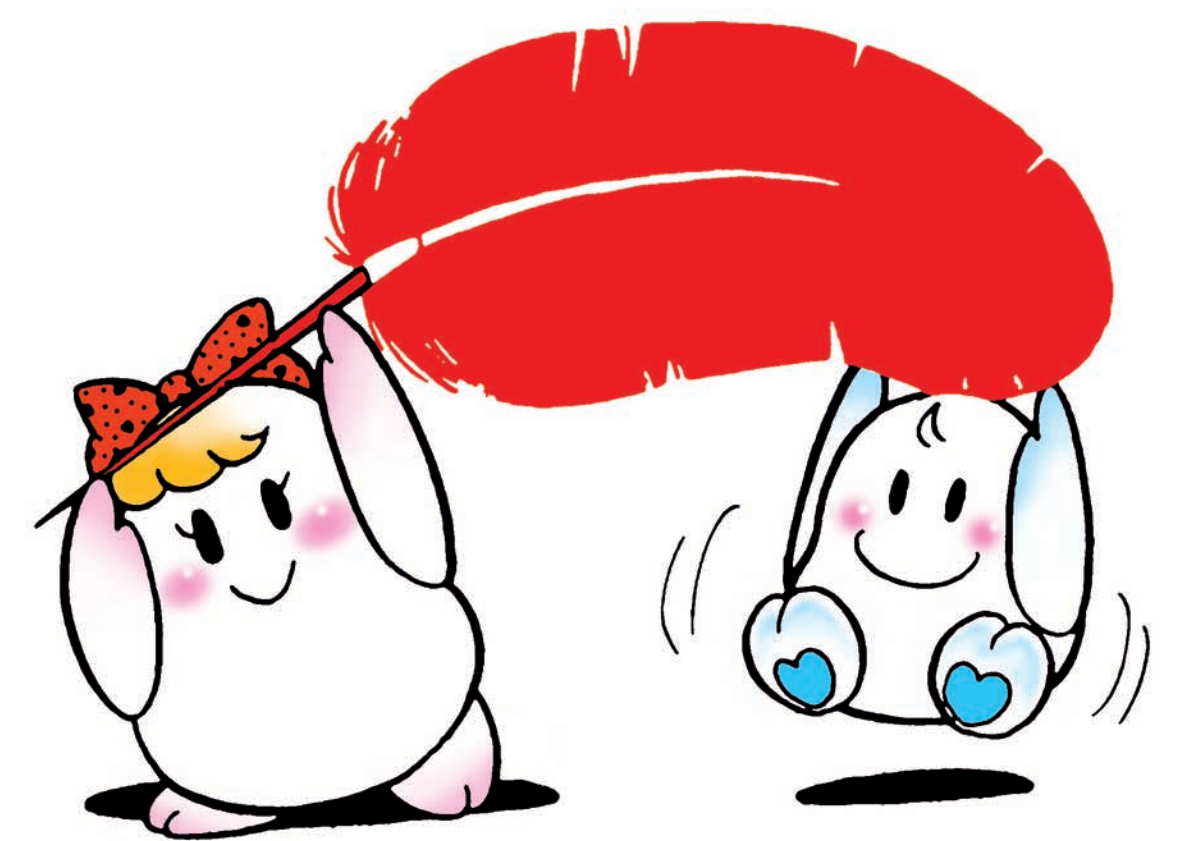
共同募金の特徴

- ①市民の皆さんが自主的に参加する運動です。
- ②募金は、県内の民間社会福祉活動に使います。
※大規模災害発生などの特別な場合は、他県でも使われます。
- ③地域の福祉課題に取り組む施設や団体からの要望を基に、目標額を設定します。
- ④募金の計画と結果を皆さんに公表します。
- ⑤共同募金の趣旨に、理解と共感を持った奉仕者の参加によって運動が展開されます。
- ⑥「たすけあいの心」を育み、身近なボランティア活動などへの参加を推進する役割があります。



共同募金の実施主体

各都道府県に設立された「共同募金会」という民間団体が行っています。



法的根拠

共同募金は「社会福祉法」に定められています。この法律において、共同募金の目的は「地域福祉推進を図るため」と、定義されています。



運動期間

毎年1回、厚生労働大臣によって定められ、10月1日から12月31日までの3か月間、全国一斉に行われます。12月は赤い羽根募金のほか、歳末たすけあい募金もあわせて行われます。



募金の種類

共同募金には、大きく分けて3つの募金があります。

- ・赤い羽根をシンボルとする **赤い羽根募金**
- ・NHKと共催で行う **NHK歳末たすけあい募金**
- ・市町村を単位に支援を行う **地域歳末たすけあい募金**



共同募金と税制

共同募金が社会福祉法によって位置づけられ、社会福祉の増進に大きく貢献していることから、その寄付金に対して税制上の優遇措置があります。

- 法人** 全額損金算入
- 個人** 5千円を超える部分……所得税控除
10万円を超える部分……地方税控除



ケータイ <http://m.akaihane.or.jp>
パソコン www.akaihane.or.jp



郵便局やインターネットからも募金できます。

赤い羽根共同募金に、ご協力をお願いいたします。
運動期間 10月1日▶12月31日